寒冷地手当に関する組合の提案

1. 寒冷地手当に対する組合の基本的考え

(1) 寒冷地手当は基準額（越冬に係る必要経費で定額）と加算額（暖房用燃料である灯油を中心に市価の変動を考慮した変動額）で構成する。

(2) 世帯区分は、現行の世帯主の３区分を、扶養者数に関係なく「扶養あり」と「扶養なし」の２区分とし、それに「その他の職員」を合わせた３区分とする。

(3) 居住区分は、居住地の気象条件を考慮した３区分とする。

(4) 現在支給されていない嘱託職員と短時間勤務職員を新たに寒冷地手当（加算額）の支給対象者とする。

2. 寒冷地手当の支給方法及び支給額

(1) 寒冷地手当支給方法　10 月～翌年３月までの半年間（月払い）

(2) 寒冷地手当額　基準額＋加算額

・基準額（越冬に係る必要経費で定額）

世帯主		その他の職員
扶養あり	扶養なし	
５万円	３万円	１万円

・加算額（暖房用燃料である灯油を中心に市価の変動を考慮した変動額）

世帯主		その他の職員	嘱託職員・短時間勤務職員
扶養あり	扶養なし		
灯油 1600L の価格	灯油 800L の価格	灯油 400L の価格	灯油 400L の価格

※灯油価格は、札幌市消費者センター調査による９月の平均価格（消費税を含む）を用いる。

［注意］

これは、２級地（札幌市）の案であり、１級地（道北）及び３級地（道南）については、これまでの比率を考慮して決める。